### (N4-3) 土木学会中部支部地域貢献事業運営委員会規則

平成22年3月19日 制 定 平成24年5月11日 一部改正 平成25年5月10日 "

(総則)

第1条 この内規は、土木学会中部支部(以下「支部」という。)地域貢献事業規程(以下「規程」という。)第5条に基づき、規程第1条で規定する地域貢献事業の運営のために設置する土木学会中部支部地域貢献事業運営委員会(以下「委員会」という。)および委員会が運営する地域貢献事業の細目について定める。

(目的)

第2条 委員会は、地域貢献事業を円滑に運営することを目的とする。

(活動)

- 第3条 委員会は、地域貢献事業に係る次の活動を実施する。
  - (1) 寄附の公募・受付
  - (2) 規程第3条各号の事業への支援

(構成)

- 第4条 委員会の構成員は、委員長1名、委員10名以内とする。
- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会業務を総括する。
- **3** 委員会は、委員長に事故あるときまたは欠けたときにおいて委員長の職務を代行する委員を 予め決めておくものとする。

#### (委員長・委員等の選出方法と任期)

- 第5条 委員長・委員等の選出方法は、次のとおりとする。
  - (1) 委員長は、商議員会が選出し、支部長が指名する。
  - (2) 委員は、中立公正な立場から審査にあたるものとして、支部所属の正会員の中から委員長が選任し、支部長が委嘱する。
- **2** 委員長および委員の任期は2年とし、原則として留任を認めない。また、半数交代を原則と する。
- 3 任期修了後の新委員長が決定されるまでの間は、前任の委員長が委員長の職務を継続して実施する。

#### (委員会の運営)

- 第6条 委員会は、委員長が招集して開催する。
- **2** 委員長は、必要に応じて文書をもって委員の意見を徴し、委員会の開催に代えることができる。

#### (地域貢献事業の種別)

- 第7条 地域貢献事業は、次の3種類を実施する。
  - (1) 一般型助成事業:土木学会関西支部地域貢献事業に係る資金に関する規則で定める地域貢献資金のうち果実利用資金の果実及び一般型資金による規程第3条に定める活動への助成。
  - (2) 特別型助成事業:地域貢献資金のうち特別型資金による規程第3条に定める活動への助成。
  - (3) 指定型助成事業:地域貢献資金のうち指定型資金による規程第3条に定める活動への助成。

#### (寄附の公募)

**第8条** 地域貢献事業への寄附については、支部ホームページにより公募する。

#### (寄附申込時期)

第9条 地域貢献事業への寄附の申し込みは、随時受け付ける。

#### (寄附申込手続)

- 第10条 地域貢献事業への寄附をしようとする者(以下「寄附申込者」という。)は、次の各号により申込書を作成し、支部長に提出するものとする。
  - (1) 第7条第1項第1号に定める一般型助成事業を対象とする場合は、様式-1を用いる。
  - (2) 第7条第1項第2号に定める特別型助成事業を対象とする場合は、様式-2及び別途定める寄附金申込書を用いる。
  - (3) 第7条第1項第3号に定める指定型助成事業を対象とする場合は、様式-3を用いる。

#### (寄附金受入の審査・決定および通知)

- 第11条 寄附金受入の可否は、委員会で審査の上、理事会が決定するものとする。
- 2 委員会は、第1項の結果をすみやかに寄附申込者および支部事務局に通知する。
- **3** 第1項の審査・決定は、原則として申し込みがあった払込予定日より前に行う。
- 4 支部事務局は、払込を確認後すみやかに、寄附申込者に領収書を発行する。
- 5 委員会は、寄附申込者から申し出があった場合、申込書の受領書を発行する。

#### (緊急災害調査)

- 第12条 委員会は、規程第3条第1号の支援として、災害時における調査の相互協力に関する協定 (平成21年2月28日 国土交通省中部地方整備局外2学会協定)により行う調査活動への支援を行うものとする。
- 2 前項の支援の詳細については、委員会が決定する。

#### (講習会等)

- 第13条 委員会は、規程第3条第2号の支援として、支部が実施する講習会のうち調査研究成果 の公表に係るものおよび支部が実施するシンポジウムのうち国土交通省中部地方整備局との共 催により実施するものの開催への支援を行うものとする。
- 2 前項の支援の詳細については、委員会が決定する。

#### (人材育成)

- 第14条 委員会は、規程第3条第3号の支援として、支部が実施する人材育成のうち見学会および教員研修会への支援を行うものとする。
- 2 前項の支援の詳細については、委員会が決定する。

#### (啓発・広報)

- 第15条 委員会は、規程第3条第4号の支援として、支部が実施する土木に関する啓発・広報事業への支援を行うものとする。
- 2 前項の支援の詳細については、委員会が決定する。

#### (社会貢献)

- 第16条 委員会は、規程第3条第5号の支援として、支部が実施する創立記念事業等による社会 貢献事業への支援を行うものとする。
- 2 前項の支援の詳細については、委員会が決定する。

#### (規則の変更)

第17条 この規則の変更は、理事会において行う。

#### 附則

この内規は、平成22年3月19日から施行する。

附則(平成25年5月10日 理事会議決) この変更規則は、平成25年5月10日から施行する。

# 「土木学会 中部支部地域貢献資金」(一般型資金) 寄附申込書

日

											平成	年	月	
公益社	土団岩	去人	土木学	会 中部	支部									
支持	邻長			殿										
土フ	大学会	会中部	邓支部均	也域貢献	資金への	の寄附さ	を下記り	こよ	こり申!	込み	ます。	)		
							記							
							<b>,                                    </b>							
														<del>-</del>
申	込	金	額	金			千円		平成	年	月	日払込	予定	
														_
							氏名							印
							住所	Ŧ						
							電話番	号			(	)		
							FAX	-			(	)		

振込銀行:三井住友銀行 名古屋支店 普通口座 0974466

公益社団法人 土木学会 中部支部

**Ⅲ**− N4−3 − 3

## 「土木学会 中部支部地域貢献資金」(特別型資金) 寄附申込書

							平成	年	月	日
公益社団	法人	土木学	会 中部支部							
支部長			殿							
土木学	会中部	祁支部均	也域貢献資金人	への寄附を下記に	より甲	込みる	ます。			
				記						
				μС						
申 込	金	額	金	千円	平成	年	月	日払込予定		
								_	<u> </u>	
				氏名					印	
				<del>- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1</del>	=				<u> </u>	
							<i>(</i>			
				電話番兒	<del>7</del>	(		)		

振込銀行: 三井住友銀行 名古屋支店 普通口座 0974466 公益社団法人 土木学会 中部支部

F A X ( )\_

## 「土木学会 中部支部地域貢献資金」(指定型資金) 寄附申込書

公益社団法人 土木学	会 中部支部				平成	年	月	日
支部長	殿							
土木学会中部支部均	地域貢献資金への寄附	を下記に	より申	込みる	ます。			
		記						
申 込 金 額	金	千円	平成	年	月	日払込予	定	
なお、この 活動 <sup>注2)</sup> 行事( の助成に活用して頂く	寄附金は〔 くようお願い申し上け	ぎます。				が行う〕	注1) ) <sup>注</sup>	:2)
		氏名 _					F	<u>[]</u>
		住所 _	Ē					
		電話番号	<u> </u>	(	(	)		_
		FAX		(	(	)		_
注1) [ ]内に記載 注2) いずれか一方を						下さい。		

振込銀行:三井住友銀行 名古屋支店 普通口座 0974466

公益社団法人 土木学会 中部支部